## 摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成17年2月18日

議会事務局

#### 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年2月18日(金)午前10時 1分 開会 午前10時38分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 森内一蔵 委員 川端福江 委 員 大澤勝哉 委 員 本保加津枝 委 員 安藤 薫

委 員 三好義治

長 木村勝彦 副議長 上村高義 議 員 嶋野浩一朗 議

議員原田平

1. 欠席委員

委 員 石橋 徳治

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 事務局次長 野杁雄三 同局主幹 上 清隆

同局主幹 船寺順治

#### 1. 案件

・平成17年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時1分 開会)

○森西委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けます。助役。

○小野助役 おはようございます。公私 何かとご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りまして有り難うございます。

来る2月23日から開催予定の平成17年第1回定例会におきまして、予算案件14件、条例案件29件、人事案件1件、その他3件の合計47件を予定いたしております。

案件の概要につきましては、総務部長からご説明を申し上げます。それぞれよろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森西委員長 あいさつが終わりました。 本日の委員会記録署名委員は、安藤委 員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案に ついて概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第1回定例 会に上程いたします議案の概略について ご説明申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは各会 計の平成17年度当初予算でございます。

お手元に配布させていただいておりま す予算総括表をご参照願います。

まず、議案第1号の一般会計当初予算ですが、歳入歳出総額は平成17年度当初301億8,500万円となり、平成16年度当初予算額344億3,700円と比べて12.3%の減額予算となっております。しかしながら、歳入歳出同額である借換債を除く合計ではA′の欄でございますが、平成17年度では29

5億9,820万円となり、平成16年度295億7,030万円に比して2,790万円0.1%の微増となっております。歳入での前年度との比較、歳出で款別及び目的別での前年度比較をしておりますので、ご参照願います。

次に各特別会計の当初予算ですが、2 頁に全会計の当初予算額を掲示しております。表の中ほどから下ですが、議案第 2号の水道事業会計では、収益的収入2 6億8,215万9,000円、対前年 度比3,661万7,000円、1.3 %の減、収益的支出24億1,250万 4,000円、対前年度比9,264万 1,000円、3.7%の減となっております。

次に資本的収入では6,145万円となり、対前年度比4,000万円、39.4%の減となり、支出の部では9億7,387万6,000円、対前年度比3億807万8,000円、46.3%の増となっております。

この結果、収入合計(1)プラス(3)では、27億4,360万9,000円となり、対前年度比7,661万7,000円、2.7%の減となります。その下段の支出合計では平成17年度当初予算では33億8,638万円で、対前年度比2億1,543万7,000円の増、6.8%の増となっております。

上から5段目の議案第3号、国民健康保険特別会計の当初予算総額は84億1,472万2,000円であり、対前年度比3億6,059万1,000円、4.5%の増となっております。

議案第4号、老人保健医療特別会計では、当初予算額49億6,967万6,000円は、前年度に比べて1億3,819万3,000円、2.7%の減となります。

議案第5号、財産区財産特別会計は1 4億3,893万3,000円の当初予 算額となり、721万円、0.5%の増 となりました。

議案第6号、公共下水道事業特別会計では、60億2,723万円の当初予算額となり、対前年度で5,702万3,000円、1.0%の増となっております。

議案第7号、パートタイマー等退職金 共済特別会計は3,944万3,000 円となり、前年度と比べて146万5, 000円の減、3.6%の減となってお ります。

議案第8号の介護保険特別会計では、 当初予算額30億3,242万3,00 0円となり、前年度当初予算に比べて5 億1,121万6,000円、21.3 %の大幅な増加となっております。

以上の結果、一般会計、事業会計、特別会計の全会計の合計では、表の下から2段目AプラスBプラスCにありますように574億9,380万7,000円となり、前年度と比べて32億4,018万1,000円の減、5.3%の減となっております。また、歳入歳出それぞれ同額であり、予算規模を大きく変動させます借換債を除くA′プラスBプラスCでは、569億700万7,000円となり、対前年度では、10億3,971万9,000円の増、1.9%の増となっております。

次に議案第9号から議案第14号まで が補正予算となっております。

年度末を控え、決算を見込みながら、 予算執行後の不用額の整理、一部増額補 正も行い、予算の調整を行っております。

議案第9号は、一般会計補正予算第4 号となっております。3億306万6, 000円の減額補正を行い、補正後予算 額は342億6,266万6,000円となります。

次に議案第10号は水道事業会計の補正予算第2号で、収益的収入では、1,149万1,000円の増額補正、収益的支出では、3,826万3,000円の減、資本的収入では、2,116万円の減、資本的支出では、5,400万円の減の補正を行い、その結果、収入合計では、補正後額28億1,055万7,000円となり、一方、支出合計では、補正後額30億6,962万7,000円となります。

議案第11号では、国民健康保険特別会計で、補正第4号として1,329万6,000円の補正を行い、議案第12号では、財産区財産特別会計補正第1号では、額の補正はないものの科目の増減を行い、議案第13号の公共下水道事業特別会計では、補正第3号となり、1億6,313万円の減額補正を、議案第14号では、介護保険特別会計で補正第3号として、352万7,000円を減額しております。

次に議案第15号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

現在の固定資産評価審査委員会委員、 玉井敬尚氏は平成17年4月21日で任 期満了を迎えます。同氏を再任するため 議会の同意を求めるものでございます。

議案第16号、市道路線認定の件でご ざいます。

総延長2,927.8メートル、専用 自歩道、鳥飼水路左岸線、地区内道路、 千里丘74号線他54件の市道認定でご ざいます。

議案第17号、市道路線廃止の件でご ざいます。

総延長405メートル、地区内道路、

千里丘60号線他6路線で、それぞれ議 案第16号、議案第17号におきまして 認定、廃止の議会の議決を求めるもので ございます。

次に議案第18号、損害賠償の額を定 める件でございます。

平成16年3月9日午前11時20分ごろ、場所は摂津市一津屋1丁目20番8号地先でパッカー車と一般車両との接触事故が発生いたしました。

現場手前のマンションのゴミを収集し、 次の収集場所まで移動するため、運転手 以下3名とも乗車し、事故現場の交差点 にさしかかった時に、前方のカーブミラー を見ると右折車両が進入してくる模様で ありました。そこで、こちら側の後ろに 少し広いところがあるのでバックし、そ こで右折車をやり過ごそうと思い、助手 席の職員が降りて後方を確認してもらお うとしたが、道路幅が狭いため助手席の ドアーも開けることが出来ないので、ド アーミラーで確認したところ、後方には 何も見えなかったので、バックいたしま したが、後続車があり接触したものであ ります。その後、警察官立会いのもと現 場検証し、徐行運転でのバックでもある ので、物損事故扱いで処理されました。 人身事故など起こりえないと思っており ましたが、翌日になり相手方から、首が 痛いと主張され、後日、10日間の通院 安静加療の診断書が提出され、人身事故 扱いに切り替えられたものでございます。 その後、交渉も難航し、約1年間ほど経 過し、保険会社とも協議の上、解決の目 途が立ったことにより、今回、議案を提 案させていただくものであります。

なお、運転手には文書訓告、上司、同 乗者には口頭注意を与え、注意喚起を行っ たところでございます。

次に議案第19号、摂津市収入役の事

務の兼掌に関する条例制定の件でござい ます。

この条例は収入役を置かないこととす るため制定するものでございます。

平成16年11月10日に施行されました地方自治法改正で第168条第2項が改正され、10万人未満の市は、条例で収入役を置かず市町村長叉は助役をしてその事務を兼掌させることが出来ることになりました。

よって、収入役の事務を助役に兼掌させる。助役に事故があったときや助役が欠けたときは、市長に兼掌させる条例を制定をいたします。

なお、附則で 摂津市特別職報酬等審議会条例の一部改正他 5 件を改正いたします。それから、平成17年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第20号、摂津市斎場条例制 定の件でございます。

これは指定管理者制度へ移行するために制定するものでございます。

これまでの公共施設の管理は、自治体が出資している団体などに限定されておりましたが、平成15年9月に地方自治法が改正され、民間企業や非営利組織、NPOも担えるようになりました。自治体は改正法施行後3年以内の平成18年9月までに施設の運営を見直し、直営とするのか、指定管理者制度を適用するのか選択することになっております。

地方自治法第244条の2第3項では 普通地方公共団体は公の施設の設置の目 的を効果的に達成するため、必要がある と認めるときには、条例の定めるところ により、法人、その他の団体であって、 当該地方公共団体が指定するもの、指定 管理者に当該公の施設の管理を行わせる ことができるとされております。

同4号のところには、条例には指定管

理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めることとなり、今回、指定管理者制度に移行し、条例を定めるものでございます。

第20号の斎場条例制定の分は、現行は、摂津市営葬儀条例第2条の2に斎場の設置規定が置かれております。今般、指定管理者制度への移行をするために同条例から同条を削り、新たに摂津市斎場条例を制定したものでございます。平成18年4月から施行となっております。

議案第21号、摂津市温水プール条例 制定の件でございます。

これは指定管理者制度へ同様に移行するために行うものでございます。

改正内容が多岐にわたるため、全部改正といたしました。平成17年4月1日からの施行でございます。

議案第22号、摂津市の休日を定める 条例の一部を改正する条例制定の件でご ざいます。

年末年始の休日の期間を現行「12月30日~1月4日」を「12月29日~1月3日」に変更するため改正するものでございます。

附則で職員の勤務時間等に関する条例の一部改正及び一般職の職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部改正も行っております。公布の日から施行としております。

議案第23号、一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例制定の 件でございます。

通勤手当の支給対象者を改定するため 改正するものでございます。通勤距離が 片道2キロメートル未満の徒歩通勤者に は、従来支給しておりました1,000 円を支給しないことといたします。平成 17年4月1日から施行でございます。 議案第24号、重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件で ございます。

摂津市総合福祉会館条例の廃止、摂津 市女性センター条例の改正等に伴いまし て改正いたすものでございます。

議案第25号、摂津市幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件で市立幼稚園の保育料の額を改定するため改正するものでございます。

現行、保育料、月額7,000円、年額84,000円を月額10,000円、年額120,000円に改正するものでございます。平成18年4月1日から施行となります。

議案第26号、摂津市青少年運動広場 条例の一部を改正する条例制定の件でご ざいます。

指定管理者制度に伴う改正でございます。平成18年4月1日から施行といた します。

議案第27号、摂津市立体育館条例の 一部を改正する条例制定の件でございま す。

指定管理者制度導入に伴う改正で、な おかつ、総合福祉会館条例の廃止に伴い 「摂津市立市民体育館」を追加するもの でございます。平成18年4月1日から 施行でございます。

議案第28号、摂津市立テニスコート 条例の一部を改正する条例制定の件、議 案第29号、摂津市スポーツ広場条例の 一部を改正する条例制定の件、議案第3 0号、摂津市立児童センター条例の一部 を改正する条例制定の件につきましても すべて指定管理者制度導入に伴うもので ございます。平成18年4月1日から施 行をいたします。

議案第31号、摂津市ひとり親家庭の 医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例制定の件でございます。

児童福祉法の改正に伴い制定するもので、児童福祉法第27条第1項第3号が児童福祉法第6条の3というふうに引用する条文が改められて改正するものでございます。公布の日から施行といたします。

議案第32号、摂津市立女性センター 条例の一部を改正する条例制定の件でご ざいます。

女性センターの名称等を男女共同参画 センターに変更するため改正するもので ございます。平成17年4月1日から施 行といたします。

なお、附則で特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正いたします。

議案第33号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

指定管理者制度の移行と合わせて「ふれあい広場」を付属施設として追加するものでございます。平成18年4月1日から施行といたします。

議案第34号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

指定管理者制度の移行と合わせて「ふれあいルーム」、旧三宅幼稚園舎を暫定利用するために追加するものでございます。平成18年4月1日から施行といたします。

議案第35号、摂津市立自動車駐車場 条例の一部を改正する条例制定の件、議 案第36号、摂津市立自転車駐車場条例 の一部を改正する条例制定の件につきま しても同様に指定管理者制度導入に伴う ものでございます。平成18年4月1日 から施行するものでございます。

議案第37号、摂津市立集会所条例の

一部を改正する条例制定の件でございます。

この施設につきましては直営へ移行するために、管理委託制度を廃止するため、管理委託者に関する条文を削除いたします。平成17年4月1日から施行といたします。

議案第38号、摂津市立保健センター 条例の一部を改正する条例制定の件でこれも指定管理者制度の導入でございます。 平成18年4月1日から施行といたします。

議案第39号、摂津市立休日応急診療 所条例の一部を改正する条例制定の件で 同様に指定管理者制度の導入でございま す。平成18年4月1日から施行といた します。

議案第40号、摂津市廃棄物の減量、 再生利用及び適正処理に関する条例の一 部を改正する条例制定の件でございます。

1キロリットルまでごとに960円を 100リットルまでごとに96円に改正 するものでございます。平成17年4月 1日施行といたします。

議案第41号、摂津市墓地条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 これも同様に直営へ移行するために行う ものでございます。平成17年4月1日 から施行といたします。

議案第42号、摂津市立葬儀会館条例 の一部を改正する条例制定の件でござい ます。

指定管理者制度へ移行いたします。平 成18年4月1日から施行となります。

議案第43号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これは 被保険者の範囲、土地、建物等 の長期譲渡所得に係る賦課の特例に関し 特別控除を一部廃止するため国民健康保 険法施行令の改正に伴い改正するもので ございます。公布の日から施行といたし ます。

議案第44号、摂津市特別業務地区内 における建築物の制限に関する条例の一 部を改正する条例制定の件でございます。

平成16年4月1日に都市計画区域が 大阪・北部大阪・東部大阪・南部大阪と 広域的再編がされ変更するものでござい ます。

摂津市都市計画特別業務地区から北部 大阪都市計画特別業務地区に変更いたす ものでございます。公布の日から施行と いたします。

議案第45号、摂津市火災予防条例の 一部を改正する条例制定の件でございま す。

消防法等の改正に伴い改正するもので、 一定数量の危険物や指定可燃物等に関して、それぞれ基準等について改められまして整理をいたすものでございます。平成17年12月1日から施行といたします。

議案第46号、摂津市助役定数条例を 廃止する条例制定の件でございます。

助役の定数を1人とするため、本条例を廃止するものでございます。平成17 年4月1日から施行といたします。

議案第47号、摂津市総合福祉会館条 例を廃止する条例制定の件でございます。

老朽化等により総合福祉会館を閉館するため廃止するものでございます。平成18年4月1日から施行といたします。

なお、附則で一般職の職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部改正、摂津市総 合福祉会館再整備基金条例の一部改正を ともに行います。

最後に個人情報保護条例の改正につい てご説明申し上げます。今回、議案が上 がっておりませんが、平成5年に制定い たしました本市個人保護条例につきまし ては、今般、個人情報保護法等が施行さ れるに伴い、法の主旨をふまえた改正案 を検討してまいり、第1回定例会で提案 させていただく予定でございました。当 初の予定では、条例改正案は、ほぼ法の 文言に沿った表現を考えておりましたの で、罰則規定を置くにあたって検察庁の 協議も制定後でもよいというご指導があっ た為、検察庁事前協議は行っておりませ んでした。ところが、改正案の検討過程 で法文をそのまま本市条例に取り入れる と実情にそぐわない箇所があることが判 明いたしました。そこで実情に応じた改 正案の作成作業を行っておりますが、そ ういたしますと、検察庁の事前協議が必 要となってまいります。検察庁では平成 16年度の事前協議の受付が終わり、4 月以降の協議になるとのことでございま す。仮に4月に協議をお願いした場合、 審査期間が2か月、指摘箇所があるとさ らにその補正協議期間が必要となってま いります。このような状況から本市個人 情報保護条例の改正案の上程時期は平成 17年第2回定例会以降となる予定でご ざいます。

以上、概略説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○森西委員長 説明が終わりました。 質問はございませんか。三好委員。

○三好委員 2点ありまして、1点は3 月補正予算総括表で説明を受けた議案第 12号の財産区財産特別会計の補正第1 号、款、項の区分を変更されたというご 説明があったのですが、款、項変更なら ば、法で変わってきているのですか。自 治法で変わっているなら、条例改正も必 要だと思うのですが、どの辺が変わって いるのかというのが、1点お聞きしたい のと、最後にご説明のあった個人情報保 護法、これは国の制度で4月1日から施行されるのですが、その6月の定例会迄の暫定期間はどんな処置をされるのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

#### ○森西委員長 総務部長

○奥村総務部長 まず1点目の財産区財産特別会計の補正予算でございますが、繰出金の方で383万1,000円の減、同様に歳出の中の諸支出金で383万1,000円の増として、それぞれ歳出の中で増減をしております。それぞれ一般会計の分でいきますと、たとえば、款、項の変更は議会の議決でないとできないというふうになっております。それぞれ歳出の方の分の繰出金、それから諸支出金、それぞれ款が違いますので今回補正をさせていただくと、結果的には金額は動かないですが、それぞれ科目は訂正させていただくということになります。

それから個人情報保護条例についてで すが、本市の個人情報保護条例につきま しては、先程、説明させていただきまし たように平成5年に制定しております。 それ以後、国の方で法律が定められます。 大きく違っておりますのは、罰則規定が 本市の条例と国の法律では異なってまい ります。罰則規定を適用するにあたって は、先程の説明させていただきましたよ うに検察庁との協議が必要になります。 国の法律の条文をそのまま引用しますと、 先程の説明の中で言いましたように検察 庁の協議は事後でもよいのですが、実情 に合わないところが多々出てきますので、 それの罰則規定も含めまして検察庁と協 議を事前にする必要が出てくるというこ とで、今回、条例は上げられませんでし た。現に個人情報保護条例は条例として ありますので、それが衣替えするまでの 間は、その現行条例で運用していきたい

というふうに思っております。

- ○森西委員長 よろしいですか。三好委 員。
- ○三好委員 わかりました。
- ○森西委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 ないようでしたら理事者の皆さんは退席していただいて結構です。暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩) (午前10時32分 再開)

○森西委員長 再開いたします。

第1回定例会審議日程及び議事日程に ついて事務局から説明をお願いします。 野杁次長。

○野杁事務局次長 平成17年第1回定 例会の審議日程案等について説明いたし ます。

まず、会期につきましては、2月23 日から3月30日までの36日間でござ います。

審議日程につきましては、本会議の初日の2月23日は、まず、平成17年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案理由の説明、そして即決案件の審議でございます。この日の17時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

2月28日の正午が代表質問の届け出 締め切りでございます。

3月8日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、9日にかけての2日間が代表質問でございます。

10日は建設常任委員会及び民生常任委員会、11日が総務常任委員会及び文教常任委員会でございます。14日及び15日が常任委員会の予備日、16日が駅前等再開発特別委員会でございます。

22日の正午が一般質問の届け出締め 切りでございます。

25日が議会運営委員会、30日は本会議で、一般質問に続きまして休会分の委員長報告、採決の後、議会議案となっております。また、その日の本会議終了後、議会運営委員会を開催いただきまして、次の定例会の審議日程の仮決定をいただくというものでございます。

以上が審議日程案でございます。

次に、2ページからの議事日程でござ います。

まず、2月23日につきましては、日程1、会期決定ののち、日程2が平成17年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3が、議案第15号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、備考欄に簡易採決と記載いたします。

次に3ページにかけて記載しています 日程4は、議案第1号、平成17年度一 般会計予算など付託案件の43件で、一 括して提案理由の説明を受けていただき ます。この提案説明におきまして、指定 管理者制度の導入に伴う条例整備として 14件の条例改正がございまして、その 説明内容が重複いたしますことから、最 初の条例改正につきましては従来どおり の説明といたしますが、続きます13件 につましては、重複を避けるような内容 とさせていただきますのでよろしくお願 いたします。なお、質疑は後日となり ます。

日程5、議案第16号、市道路線認定の件と、日程6、議案第17号、市道路線廃止の件、日程7、議案第18号、損害賠償の額を定める件は、1件ずつ上程のうえ、即決でございます。

次に、3月8日は、4ページにかけての日程1が、議案第1号、平成17年度 一般会計予算など付託案件の43件で、 質疑ののち、委員会付託となります。 日程2が、代表質問でございます。 3月9日も代表質問でございます。

最終日の3月30日の議事日程は、日程1、一般質問ののち、5ページにかけての日程2が、議案第1号など付託案件の43件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、ご 覧のとおり、総務、建設、文教、民生の 各常任委員会と議会運営委員会、駅前等 再開発特別委員会で審査いただく案件で ございまして、今回、議案第24号、重 要な公の施設に関する条例の一部改正に つきましては、女性センターに関する部 分が総務常任委員会、スポーツ広場に関 する部分が文教常任委員会、環境センター 及び総合福祉会館に関する部分は民生常 任委員会に分割付託としております。ま た、議案第35号、摂津市自動車駐車場 条例の一部改正につきましては、小川駐 車場以外の自動車駐車場に関する部分が 建設常任委員会、小川駐車場に関する部 分が民生常任委員会に分割付託となって おります。

次に、所管別分割表でございます。これにつきましては、議案第1号、平成17年度一般会計予算及び議案第9号、平成16年度一般会計補正予算の各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会で審査いただく内容でございます。

以上でございます。

○森西委員長 説明が終わりました。 質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 説明のありましたとおり でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 それではそのように決定

します。

報告事項がありますので、事務局から 説明をお願いします。

野杁次長。

○野杁事務局次長 報告事項として2点 ございます。

まず、1点目でございますが、委員会 条例の改正についてでございます。

今定例会に、収入役を置かないこととするための「収入役の事務の兼掌に関する条例制定の件」議案第19号が提案されております。本市議会の委員会条例第2条には、総務常任委員会の所管として「収入役室の所管に属する事項」と定めといることから、収入役室の名称が変更となれば委員会条例の改正が必要となります。

この収入役の事務の兼掌に関する条例 制定の議決につきましては、3月30日 という予定でございまして、定例会の終 了後、直ちに市長部局において収入役室 の名称を変更するなどの規則改正が行わ れる予定でございます。従いまして、委 員会条例につきましては、第2回定例会 で改正をお願いしたいと考えております のでよろしくお願いいたします。

2点目につきましては、議場での写真 撮影についてでございます。

2月23日の市長の平成17年度市政 運営の基本方針に関する説明の時に、例 年どおり写真撮影を行いたいとの申し出 がございます。

また、3月8日、9日の代表質問時に 質問議員の写真を撮影しますので、よろ しくお願いいたします。

以上でございます。

○森西委員長 報告が終わりました。これをもって本委員会を閉会します。(午前10時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により 署名する。

議会運営委員長 森西 正

議会運営委員 安藤 薫